

兵高教組 2023年11月8日
確定速報 No.1
 調査情報 13号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
 TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

2023 確定闘争 「給与改定に向けての周辺状況の説明」実施
物価高騰の中 誰1人置き去りにしない賃金引き上げを！
人事委員会勧告「未配置はより深刻化」に県はどう応えるのか

11月6日(月)、県教委は「給与改定に向けての周辺状況の説明」として、現時点での給与改定をめぐる状況を説明し、あわせて組合からの要望・要求を聞く場を設定しました。県教委教職員企画課の藤原課長から人事委員会勧告や本県の財政状況、国・他府県等の「周辺状況の説明」のあと、高教組・高従組・兵庫教組の書記長から人事委員会勧告に関わっての要望を行い会場参加者から現場の切実な声を届けました。次回、教育次長が出席する第1回交渉は11月14日(火)に行われます。私たちの現場の声に基づいた切実な要求を県教委に真摯に受けとめさせ、労働環境を改善させる運動を強めていきましょう。



交渉団の様子

高教組 赤松書記長の発言

賃金改定について

3%以上の物価高騰に対して1%の賃金改定。若年層に手厚く、高齢層に厳しく月1100円アップでは到底物価上昇分をカバーできない。勧告の「高齢層の活躍を促すためには、職員の勤務意欲と勤務実績に応える処遇としていく必要がある」言及にどのように応えるのか、また危惧しているのは中堅層が置き去りにされるのではということ。現場で中核的な役割を果たす子育て世代の中堅層にも恩恵が行き渡らなければ、学校全体のパフォーマンスの低下に繋がるが、県の認識は。

超勤問題について

10年前の2013年度交渉でも「超勤縮減」がテーマになっていた。つまりこの10年間、一向に解決できていないということ。勧告では「業務量の削減に向けた実効性のあるとりくみを引き続き強力に推進」と触れられているが、業務量の見直しも限界では？この10年間のとりくみの総括と、それを踏まえた上での実効性のあるとりくみとは何かを次回、お示しいたきたい。

教職員未配置問題について

勧告では「多忙化の一因ともなっている教職員の未配置問題がさらに深刻化」と言及。高教組が10月におこなった未配置調査では現時点で42名の教職員の欠員が出ている。今年6月に取上げられた未配置に関する神戸新聞の記事では志望者の採用について「急に採用を増やすと年齢構成がいびつになる」とあるが、これは県教委共通の認識か。新卒一括採用では無い採用試験では、様々な年齢層の方が受験し合格されているのでは？「不足解消に向けた人材確保策を強力に推進することが必要」との勧告に対して昨年以上の回答を。

臨時的任用職員の2級適用について

同じ働き方にもかかわらず常勤講師の給料が安く置かれている問題について。勧告では「職務の内容や責任を適切に設定し、その職に就く職員の能力を十分に引き出し、『人材確保の観点から』良好な勤務環境の整備を進める必要がある」と言及されている。臨時教職員の待遇改善は喫緊の課題。「同一労働」であると人事委員会が認めている以上、「同一賃金」にすべき。その意味

で「臨時教諭」の適用要件から年齢制限が撤廃されたこと我々は認識している。さらにそれに応える回答を。

時間講師の任用について

時間講師の置かれている状況も深刻。時間講師以外の会計年度任用職員については、給与改定があり、今年度の勧告の中では4月遡及や、来年度からの勤勉手当支給についても踏み込んだ回答があったが、会計年度任用職員という制度の中で時間講師だけが置き去りにされている。給料の改定も無い、現実的でない基準でしか期末手当を支給しない、なにより勤務時間が曖昧にされているまま。それを踏まえて時間講師を巡る課題認識についてお聞かせいただきたい。

精神疾患病休期間見直しについて

最後に、本日藤原課長から触れられた精神疾患に関わる病気休職期間の見直しについて。我々の姿勢としては一切認められない。文部科学省が発表した「学校教員統計調査」では精神疾患を理由に離職する小中高の教員が過去最多を更新、さらに別の調査でも、21年度に精神疾患で連続1カ月以上の病気休暇を取るか病気休職した公立学校教員が初めて1万人を超えたと。離職者や退職者が増えれば人手不足が加速し、子どもの学びに影響が出ることは間違いない。公務員の中でも教職員の精神疾患は非常に多い、未配置や多忙化が深刻化する中でさらに現場でギリギリで働いている教職員を不安に陥れ、追い詰めるような制度改正には反対する。

会場参加者からの発言

技能労務職(調理員・実習員)の採用試験再開

校務員の採用試験は再開したが、調理員、実習員も現場には足りてないにも関わらず採用再開されていない。先の民間委託先の倒産に伴う学食の閉鎖は直接関係なかったものの、このまま採用再開無く民間委託になったら教職員、生徒だけで無く保護者にも大きな影響がいく。「人材確保」の観点からも早期の採用再開を望む。

会計年度任用職員(介助員)の処遇改善

スクールバスに添乗する介助員は子どもと接触することも多く、勤務の中で感染症にさらされ

たり怪我を負ったりするリスクが高いが、病休は無給のため使えない。有給は年休のみ。何か起きればすぐに年休は無くなってしまふ。病休の有給化が無給化されて数年経つ。子どものいのちと安全を守る責任に見合う改善を。

会計年度任用職員(介助員)の雇用

特別支援学校のスクールバス添乗の民間委託を止め、介助員による添乗に戻して欲しい。バスに乗る子どもたちは様々な障害特性を持つが、教室での介助を通じて関わり方を学んだ介助員だからこそできることが多い。民間委託で安心安全な生活が保障できるのか。また、こやの里特支の介助員は近隣に新設校ができることでバスが減便され自分たちの首が切られるのではと心配している。皆、低賃金と長い拘束時間の中で、子ども達の小さな成長に喜び合える素晴らしい仕事だと胸を張っている。県の施策によって無慈悲な解雇が発生しないようにしてほしい。

市立採用の期末手当期間の通算問題

神戸市高以外の5市の市立高校への配置は県の採用試験に合格して配置されるが、県の常勤として勤務し、採用試験に合格して市立に配属された場合、期末手当の対象期間は県の常勤として働いた期間がリセットされ数十万の不利益を被る。これについての県の認識と今後の対応は。

時間講師の処遇改善

時間講師の規定が県の条例にもひと言も書かれていない。年間35週分の予算が確保されていても実際には35週分も支払われていない。授業以外の準備や考査作成、採点の業務時間を含めると35週分以上働いているのに、「採点業務には1時間分支払う」みたいな到底無理な設定はやめて実働時間分を支払う仕組みを作るように。

様々な訴えを元に教委との交渉へ！

次回の第1回県教委交渉は11月14日(火)夕刻に設定されました。

現在、職場では、現場で働く全ての教職員の皆さんの願いを形にした「確定署名」のとりくみを進めています。全県で5000筆を目標に、一人でも多くの方にご賛同いただき、集められた署名を県教委に提出し交渉を進めていきたいと考えています。

ご協力をよろしくお願ひいたします。

あなたも高教組へ。すべての教職員の賃金・待遇の改善のために、高教組で一緒にとりくみましょう！

あなたも高教組へ。すべての教職員の賃金・待遇の改善のために、高教組で一緒にとりくみましょう!